

今年から神守山車からくり披露の

会場が変更になります



●神守山車からくり披露

日時 10月6日(日) 午前9時30分～正午

場所 神守支所

歩行者専用道路区間

※山車等の運行に伴い通行ができない場合があります。

時間 午前9時30分～正午

場所 神守支所北側道路の一部

尾張津島秋まつり

— 駐車場と交通規制のお知らせ —

「尾張津島秋まつり」が10月5日(土)と6日(日)に開催されます。6日は混雑が予想されますので電車・バスをご利用ください。

10月6日(日)には神守町での「神守山車からくり披露」、津島駅前での「津島山車からくり・車切披露」「石採祭車競演」などの開催に伴い交通規制を行います。皆様には大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

問合 産業振興課観光G ☎55-9663

(一社)津島市観光協会 ☎28-8051

駐車場

●西小学校臨時駐車場

日時 10月6日(日) 正午～午後8時

※天候などにより使用できない場合があります。

歩行者専用道路区間

※山車等の運行に伴い通行ができない場合があります。

●津島山車からくり・車切披露・石採祭車競演

日時 10月6日(日) 正午～午後3時

場所 名鉄津島駅前(駅前～藤浪町1の信号)

●山車等の運行

日時 10月6日(日) 午後1時～9時30分

場所 天王通り

●一斉総車切

日時 10月6日(日) 午後6時30分～8時

場所 天王通1交差点附近

その他

その他の規制等については尾張津島秋まつりリーフレットを参照してください。



10月1日から 料金が変わります

津島市民病院 各種使用料等

10月1日(火)から紹介状をお持ちでない外来受診にかかる初診時の選定療養費、一般健康診断や人間ドック、入院時の個室使用料、文書料などの料金を改定します。

表に記載がない料金については、下記へお問い合わせください。

問合 医事課医事G
☎28-5151 内線2111

主な料金			
種別		改定後 (税込)	改定前 (税込)
初診時の選定療養費		2,200円	2,160円
健康診断等	一般健康診断	9,900円	8,600円
	人間ドック	31,790円	31,000円
	脳ドック	28,930円	28,000円
	レディースドック	17,490円	16,000円
個室使用料	特別室	16,500円	16,200円
	個室A	8,800円	8,640円
	個室B	7,700円	7,560円
	個室(4階西病棟)	3,300円	3,240円
	2人室	2,200円	2,160円
文書料	障害等級・生命保険診断書等	5,500円	5,400円
	死亡診断書等	3,300円	3,240円
	平易な診断書・証明書等	2,200円	2,160円

令和元年10月1日からの消費税率の引き上げに伴い、水道料、下水道使用料、コミュニティ・プラント使用料の料金改定をします。

改定時期 令和1年度6期分(2月請求分)から

問合 上下水道部管理課管理G ☎55-9728

水道料

水道料表(2カ月につき)					
基本料金			水量料金		
メーターの口径	料 金		水量区分(m ³)	1m ³ 当たりの料金	
	改定後	現 行		改定後	現 行
13mm	1,726円	1,694円	一 般 用	1~20	71円 / 70円
20mm	4,730円	4,644円		21~40	110円 / 108円
25mm	7,480円	7,344円		41~100	187円 / 183円
40mm	23,100円	22,680円		101~160	225円 / 221円
50mm	34,760円	34,128円		161以上	280円 / 275円
75mm	79,860円	78,408円			
100mm	132,000円	129,600円			
150mm	308,000円	302,400円			

水道料の計算方法

【計算例】 口径13mmで2カ月分の使用水量が49m³の場合

基本料金	1,726円(a)	水量料金	71円×20m ³ =1,420円(b) 110円×20m ³ =2,200円(c) 187円×9m ³ =1,683円(d)
合計料金(基本料金+水量料金)		a+b+c+d=7,029円	

下水道使用料

下水道使用料表(2カ月につき)				
	区 分	使 用 料		
		改定後	現 行	
水 道 汚 水	基本使用料	2,722円	2,674円	
	超過使用料	21㎡～60㎡	146円	144円
		61㎡～100㎡	162円	159円
		101㎡～200㎡	178円	174円
		201㎡～1000㎡	193円	190円
		1001㎡以上	209円	205円

下水道使用料の計算方法	
【計算例】 2カ月分の使用水量が49㎡の場合	
基本使用料(20㎡まで)	2,722円(a)
超過使用料	146円×29㎡=4,234円(b)
合計料金 (基本使用料+超過使用料)	a+b=6,956円

コミュニティ・プラント使用料

コミュニティ・プラント使用料表(2カ月につき)		
区 分	使 用 料	
	改定後	現 行
基本料金	3,080円	3,024円
汚水料金(汚水量1㎡につき)	88円	86円

コミュニティ・プラント使用料の計算方法	
【計算例】 2カ月分の使用水量が49㎡の場合	
基本料金	3,080円(a)
汚水料金	88円×49㎡=4,312円(b)
合計料金(基本料金+汚水料金)	a+b=7,392円

下水道への早期接続のお願い

市では、生活環境の改善・川や海の水質保全のために、下水道の整備を進めています。下水道は、皆さんにご利用いたでいて、初めてその効果を発揮するため、一日も早い接続をお願いします。

下水道への接続の義務

下水道が整備された区域で、くみ取り便所や浄化槽を使用している方は、下水道本管へ流すための排水設備を設

置することが法律で義務づけられています。

下水道のメリット

①生活環境が改善されます

生活雑排水・汚水を速やかに下水道へ流すため、周辺のいやな臭いや、蚊・ハエの発生を防ぎます。

②川や海がきれいになります

生活雑排水・汚水は処理場できれいにしてから放流するため、大切な水資源を守ることができます。

③浄化槽は不要になります

浄化槽のくみ取り・定期点検・修繕等
は不要になります。

工事は市の指定工事店へ

指定工事店の一覧は、下記へ問い合わせるか、市ホームページでご確認ください。

公共下水道接続促進補助制度

浄化槽をご利用の方

対象期間 供用開始から2年以内
補助金額 5年以内：14万円
5年を超え7年以内：8万円
右記以外：2万円

くみ取り便所をご利用の方

対象期間 供用開始から3年以内
補助金額 5万円

浄化槽雨水貯留施設転用費補助制度

対象期間 供用開始から2年以内
補助金額 転用工事に要した費用の3分の2(上限10万円)

水洗便所改造等資金融資あっせんおよび利子補給制度

対象期間 供用開始から3年以内
補助内容 資金融資にかかる利子は市が負担

問合せ 上下水道部管理課管理G

☎ 55-97288

「9月10日は
下水道の日」
皆様のご理解とご協力を
お願いします。



下水道マスコットキャラクター
「スイスイ」